総務委員会資料

令和４年６月２７日

選挙管理委員会事務局

第51号議案

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

１　改正理由

令和４年４月に公職選挙法施行令が改正され、国の選挙における選挙運動の公費負担の単価が改められた。これに伴い、区議会議員および区長の選挙における公費負担の単価を国の選挙に準じて改めるほか、当該選挙運動の実情を考慮し、公費負担するポスターの上限枚数を改める必要がある。

２　主な改正内容

品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動に係る公費負担に関する条例に規定する自動車の使用、ビラの作成およびポスターの作成について、次のとおり改める。

1. 公費負担の単価

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **公費負担の対象** | | | **改正前** | **改正後** |
| **１．自動車の使用** | | | | |
|  | **⑴ 一般運送契約（ハイヤー）の場合** | | 64,500円/日 | 変更なし |
|  | **⑵ その他の契約の場合** | | | |
|  |  | **① 自動車の借入れ** | 15,800円/日 | 16,100円/日 |
|  |  | **② 燃料の供給** | 7,560円/日 | 7,700円/日 |
|  |  | **③ 運転手の雇用** | 12,500円/日 | 変更なし |
| **２．ビラの作成** | | | 7.51円/枚 | 7.73円/枚 |
| **３．ポスターの作成** | | | 1,420円/枚 | 1,453円/枚 |

1. ポスターの作成に係る公費負担の上限枚数

|  |  |
| --- | --- |
| **改正前** | **改正後** |
| ポスター掲示場の数 | ポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数  （1未満の端数は1とする） |

３　施行期日

　　公布の日。

４　新旧対照表

　　次頁のとおり。

**新旧対象表**

**○品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例**

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| 第１条～第３条（略） | 第１条～第３条（略） |
| （自動車の使用の公費負担額および支払手続） | （自動車の使用の公費負担額および支払手続） |
| 第４条　品川区は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。 | 第４条　品川区は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。 |
| (１)　当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合　当該自動車（同一の日において一般運送契約により２台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が６万4,500円を超える場合には、６万4,500円）の合計金額 | (１)　当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合　当該自動車（同一の日において一般運送契約により２台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が６万4,500円を超える場合には、６万4,500円）の合計金額 |
| (２)　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 | (２)　当該契約が一般運送契約以外の契約である場合　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 |
| ア　当該契約が自動車の借入れ契約である場合　当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により２台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が１万6,100円を超える場合には、１万6,100円）の合計金額 | ア　当該契約が自動車の借入れ契約である場合　当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により２台以上の自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が１万5,800円を超える場合には、１万5,800円）の合計金額 |
| イ　当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の４第１項、第２項、第５項、第６項または第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） | イ　当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合　当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の４第１項、第２項、第５項、第６項または第８項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） |
| ウ　当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合　当該自動車の運転手（同一の日において２人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が１万2,500円を超える場合には、１万2,500円）の合計金額 | ウ　当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合　当該自動車の運転手（同一の日において２人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が１万2,500円を超える場合には、１万2,500円）の合計金額 |
| 第５条（略） | 第５条（略） |
| （ビラの作成の公費負担） | （ビラの作成の公費負担） |
| 第６条　候補者は、７円73銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。 | 第６条　候補者は、７円51銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第１項第６号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。 |
| 第７条（略） | 第７条（略） |
| （ビラの作成の公費負担額および支払手続） | （ビラの作成の公費負担額および支払手続） |
| 第８条　品川区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円73銭を超える場合には、７円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 | 第８条　品川区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が７円51銭を超える場合には、７円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第１項第６号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第６条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。 |
| （ポスターの作成の公費負担） | （ポスターの作成の公費負担） |
| 第９条　候補者は、541円31銭に、品川区議会議員および品川区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成２年品川区条例第33号）に基づき設置したポスター掲示場の数（以下「ポスター掲示場の数」という。）を乗じて得た金額に、31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は１円とする。以下「単価の限度額」という。）に、ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場の数に１．１を乗じて得た数（１未満の端数がある場合には、その端数は１とする。以下「基準枚数」という。）を超える場合には、基準枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。 | 第９条　候補者は、525円６銭に、品川区議会議員および品川区長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（平成２年品川区条例第33号）に基づき設置したポスター掲示場の数（以下「ポスター掲示場の数」という。）を乗じて得た金額に、31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（１円未満の端数がある場合には、その端数は１円とする。以下「単価の限度額」という。）に、ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、ポスター掲示場の数を超える場合には、ポスター掲示場の数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第２条ただし書の規定を準用する。 |
| 第10条（略） | 第10条（略） |
| （ポスターの作成の公費負担額および支払手続） | （ポスターの作成の公費負担額および支払手続） |
| 第11条　品川区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が単価の限度額を超える場合には、単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて基準枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 | 第11条　品川区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が単価の限度額を超える場合には、単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第９条後段において準用する第２条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。 |